

2020年12月24日

保険契約者さまへ

北海道札幌市中央区大通西17丁目1番地5
ノワム大通ビル6F
ライフエイド少額短期保険株式会社
代表取締役 高橋 浩司

保険契約移転完了に係る公告

ライフエイド少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）は、内閣総理大臣の認可を得た上で、保険業法第272条の29において準用する同法第135条第1項に基づき、当社の保有する保険契約の全部を東日本少額短期保険株式会社（以下「東日本少額短期保険」といいます。）へ移転いたしました。

当社は、保険業法第272条の29が準用する同法第140条第1項の規定に基づき、ここにお知らせします。

【保険契約の移転に関する手続きの経過について】

1. 当社は2020年9月1日付で東日本少額短期保険との間で事業譲渡契約書（以下「移転契約」といいます。）を締結し、2020年9月23日に保険業法第272条の29において準用する同法第136条第1項に基づく契約の移転に係る公告を行いました。更に、移転対象契約の契約者様に対して、同一の内容で個別に郵送にて通知を行いました。
2. 当社は、当該公告及び通知において、移転対象契約の契約者様で保険契約の移転に異議がある場合は、郵送はがきにて所定の事項を記載のうえ、2020年10月26日までにお申し出いただくように通知いたしました。
3. その結果、本保険契約の移転に対する異議申し立てが1件ありましたが、その数が契約者総数の1/5を超えず、かつ、異議を述べた移転対象契約者の未経過保険料が総額の1/5を超えないことから、本保険の移転は、移転対象契約の契約者様全員から承認されたものとみなされました。

【移転先会社について】

宮城県仙台市青葉区五橋1丁目6番6号 五橋ビル6F
東日本少額短期保険株式会社
代表取締役 椋本 誠

以上